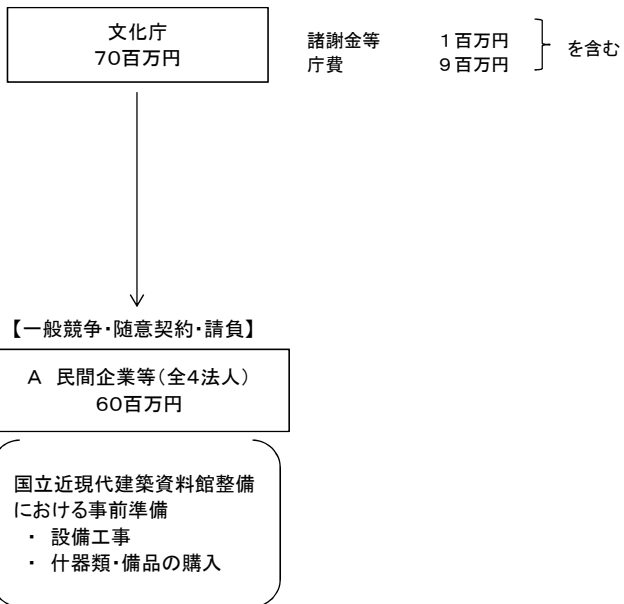


平成25年行政事業レビューシート (文部科学省)

事業名	近現代建築資料等の収集・保存		担当部局庁	文化庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度・なし		担当課室	長官官房政策課		政策課長 清水 明		
会計区分	一般会計		政策・施策名	XⅢ 文化による心豊かな社会の実現 XⅢ-4 文化芸術振興のための基盤の充実				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	文化芸術振興基本法 第17条		関係する計画、通知等	文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針) (平成23年2月8日閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)に定める重点戦略「文化芸術の次世代への確実な継承」、及び重点的に取り組むべき施策「文化芸術分野のアーカイブ構築に向け、可能な分野から作品、資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録(資料台帳)の整備を進めるとともに、その積極的な活用を図る。」を踏まえ、近代以前の伝統的建造物に係る保存政策に比し十分とは言えない近現代建造物について、その学術的・歴史的・芸術的価値を次世代に確実に継承して行く体制を構築する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	我が国の近現代建築に関する資料(図面や模型など)については、その学術的・歴史的・芸術的価値が評価され、海外の美術館や大学等から譲渡の要請がある一方で、国内における保存体制は十分整備されておらず、貴重な資料が散逸等の危機に瀕している。近現代建築に関する資料の劣化、散逸、海外への流出などを防ぐため、平成24年度に湯島地方合同庁舎を一部改修・設備整備して設置された国立近現代建築資料館を拠点として、全国的な所在状況の調査、関連資料を持つ機関(大学など)との連携、緊急に保護が必要な資料の収集・保管を行う。また、展示や普及活動を通じ、近現代建築とその関係資料に対する国民の理解増進を図る。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算			150	96	108	
		繰越し等			▲ 60	-		
		計			90	96	108	
	執行額				70			
執行率 (%)				78%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	本事業は、建築資料の所在把握、緊急に保護が必要な資料の収集・保管、展示・普及活動に関する検討と実施、及びそのための適切な体制構築を行うものであり、あらかじめ定量的な数値指標を示すことは困難である。定性的な目標は、近現代建造物について、その学術的・歴史的・芸術的価値を次世代に継承することである。		成果実績					
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	湯島地方合同庁舎の一部を改修して整備された近代建築資料館において、近現代建造物の学術的・歴史的・芸術的価値を次世代に確実に継承していくための体制を構築する。		活動実績 (当初見込み)			()	()	()
単位当たりコスト	(円/)		算出根拠					
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	0.2百万円	4百万円	管理運営費の増				
	職員旅費	0.1百万円	0.1百万円					
	委員等旅費	0.3百万円	0.8百万円					
	庁費	12百万円	51百万円					
	情報処理業務庁費	10百万円	10百万円					
	文化芸術振興委託費	73百万円	42百万円					
計	96百万円	108百万円	※表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計は一致しない					

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費 必要性		広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	近現代の建造物に関してはその学術的・歴史的・芸術的価値を次世代に確実に継承してゆく体制が十分とはいえない。我が国の著名な近現代建築家による図面・模型等については、海外からの譲渡要請等も数多くあり、流出・散逸や毀損の危機に瀕しているものも少なくないとともに、文化芸術の振興に関する基本的な方針において、可能な分野から文化芸術分野のアーカイブ構築を進めることとされている。		
		地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	我が国ではこの分野におけるアーカイブ機能がこれまでのところ十分ではないことから、①情報収集と関連資料を持つ全国の機関のネットワーク拠点形成、②特に緊急に保護が必要な資料の収集・保存と展示・普及を早急に実現する必要がある。		
		明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○			
事業の 効率性		競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	平成24年10月に国立近現代建築資料館の改修工事が完了したところであり、資料館設置にあたり必要な設備工事・什器類等については、内容・数量・規格等の検討を十分に行うとともに、支出先の選定に当たっては一般競争入札や見積合わせを行い、コストの削減に努めた。		
		受益者との負担関係は妥当であるか。	-	平成24年度については、当初は資料館の運営を外部委託する予定のところ、運営方針の検討・変更に伴い文化庁が直接運営し外部委託を行わなかったこと、及び委託事業の準備・実施期間が確保できなかったため、文化芸術振興委託費は補正予算による減額、不用額が生じたところ。また、業務用端末を予定よりも少額で整備できたため、情報処理業務庁費は不用額が生じたところである。		
		単位当たりコストの水準は妥当か。	○			
		資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-			
		費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○			
		不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○			
事業の 有効性		事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	近現代建造物の学術的・歴史的・芸術的価値を次世代に確実に継承していくための機能整備として、湯島地方合同庁舎の一部を改修して国立近現代建築資料館が設置され、情報収集、資料の収集・保存、展示・普及に向けた業務が開始されたところである。		
		活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○			
		整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○			
重複 排除		類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-			
		事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検 結果		我が国の近現代建築家による図面や建築模型等の資料については、その学術的・歴史的・芸術的価値が評価され、海外の美術館や大学等から譲渡の要請がある一方で、国内における資料の保存体制は未整備であり、貴重な資料が散逸する危機に瀕している。本事業は文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)(平成23年2月8日閣議決定)に定める重点戦略「文化芸術の次世代への確実な継承」に基づき、国の責務として近現代の建築資料等の収集・保存体制を構築するものである。				
		施設整備は、使用されていなかった既存の国有施設に最小限の改修を行うものであり、効率性やコスト等を考慮したものである。運営・事業実施については、施設工事完了が10月、組織設置が11月であり、設置に伴う検討や準備等もあったことから不用額が生じたが、実施環境が整備されたことにより、収集・保存体制の構築に向けた効率的・効果的な運営・事業を推進することとしている。				
外部有識者の所見						
本事業においては、湯島地方合同庁舎の一部を改修したものであるが、建築資料の所在把握、緊急に保護が必要な資料の収集・保管、展示・普及活動に向けた実施環境が整備されるとともに、文化芸術分野のアーカイブ構築について、可能な分野から着手されたことは評価される。今後、本格的な運営・事業の推進に向け、政策官庁による直接運営が適切であるかを含め、より効率的・効果的な事業の実施を検討すべきである。						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業 内容の 改善	1. 事業評価の観点: 本事業は近代以前の伝統的建造物に係る保存政策に比し十分とは言えない近現代建造物について、その学術的・歴史的・芸術的価値を次世代に確実に継承して行く体制を構築する事業であり、予算執行状況の観点から検証を行った。 2. 所見: 新規事業であり事前に予期しがたい要素があったものの、計画的実施という観点からはこれまで取組が十分でなかった点が見受けられる。今後は施策の有効性を高めるためにも、実効性ある事業計画の策定及び効率的な運営実施に努めるべきである。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	本事業については、国立近現代建築資料館の体制を踏まえ、有識者の意見も含めた事業計画を策定して実施するとともに、適切な業務委託を行うことにより、効率的・効果的な運営・実施を図っているところである。その結果、事業費及び管理費の単価等を見直すこととし、概算要求に▲12百万円反映した。					
備考						
文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)(平成23年2月8日閣議決定) http://www.bunka.go.jp/bunka_gyousei/housin/kihon_housin_3ji.html						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	-	平成23年	新24-0060	平成24年	24-0049

※平成24年度実績を記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて
補足する)
(単位:百万円)

費目・用途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と用途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.東洋建設株式会社			E.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
役務	フリーアクセスフロア設置工事等	33			
計		33	計		0
B.			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東洋建設株式会社	フリーアクセスフロア設置工事等	33	随意契約	—
2	二光事務器株式会社	事務用機等の購入	7	3	97.5%
		什器類の購入	12	3	99.2%
		備品等の購入	1	随意契約	—
3	株式会社キタウチ	備品等の購入	6	随意契約	—
4	株式会社第一文真堂	備品等の購入	1	随意契約	—
5					
6					
7					
8					
9					
10					